

## ◆ 2020年 コロナ禍、大変な経営環境を乗り越え、新しい2021年へ ◆

今年最後のWAVE配信となりました。今年も1年間、組合事業にご理解・ご協力を頂き、ありがとうございました。リタネッツではコロナ禍、組合員の皆様の経営活動のお役に立ちたいと思い、融資・給付金・補助金・優遇税制など国や自治体の緊急経済対策を随時、ご案内して参りました。

そして、12月号のWAVEでもコロナ禍、重要な優遇税制をご案内させていただきます。多くの中小企業・小規模事業者の皆様に関係する「固定資産税等の軽減措置」ですので、是非、チェックの上、漏れなくご活用下さい。

## ◆ ご存知ですか？ 「固定資産税等の軽減措置」 ◆

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者に対して、令和3年度において適用される制度です。事業用家屋、および償却資産に係る固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じて、ゼロまたは1/2とするものです。

中小企業者等が軽減措置を申告する際の書類については、事前に認定経営革新等支援機関（＝認定支援機関）による確認を行うことが求められています。

対象となる事業者は、2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の **事業収入 ※** の合計が・・・

前年同期比 ▲30%以上、▲50%未満の場合は・・・「1/2軽減」

前年同期比 ▲50%以上の場合は・・・「全額免除」

となります。



<※事業収入とは？>

：一般的な収益事業における売上高と同義で、収益事業から生み出される経常的な収入を指します。給付金や補助金収入、経常的に事業として行っていない不動産売却益などの一時的な収入は含みません。

また、軽減の対象は、事業用家屋および設備等の償却資産に対する「固定資産税」、事業用家屋に対する「都市計画税」です。

なお、申告には事前に「**認定経営革新等支援機関（＝認定支援機関）による確認 ※**」が必要となりますので、ご注意下さい！

<※認定支援機関に提出する必要書類は？>

- ① 申告書（各市町村のホームページ等から申告様式をダウンロードし、認定支援機関に確認印が押されたもの）
- ② 収入源を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写し）
- ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類  
法人の場合…法人税申告書別表16  
個人の場合…所得税青色申告決算書、又は白色申告の収支内訳書
- ④ 課税明細書（納税通知書）

『認定支援機関って何処に相談すれば好いの？』とお困りの際は、リタネッツ（TEL: 048-658-8881）までお気軽にお問合せ下さい。事業計画の作成や補助金活用支援を担当する専門家をお繋ぎします。

## 「固定資産税等の軽減措置」申告期限にご注意下さい！

なお、申告期限は2021年1月31日までで、複数の市区町村の固定資産税を納付している場合、軽減を受ける家屋・償却資産が所在する各々の自治体へ申告を行う必要がありますので、ご注意ください！

## 「固定資産税等の軽減措置」対象企業のチェック！

最後に、固定資産税等の軽減措置で押さえておくべきポイントとして「対象企業のチェック」をまとめます。

1. 開業初年度の企業（→前年比較が出来ない企業）は、対象外！
2. 医療法人・社会福祉法人・公益法人・NPO法人は、対象！
3. 不動産賃貸業も適用対象に！

幅広い業種の中小企業・事業主が適用対象となりますので、早めの準備で、漏れなく申告を行いましょ！

## ◆ リタネッツ事業協同組合 「年末年始休業」のお知らせ ◆

誠に勝手ながら、リタネッツ事業協同組合 事務局は  
**令和2年12月29日(火)から令和3年1月4日(月)まで**  
**年末年始休業** とさせていただきます。

来年も組合員の皆様にとって良い年となりますよう、  
お祈り申し上げます。



特にETCコーポレートカード・ビジネスカードをご利用の組合員の皆様に於かれては、年末年始の休業期間中のカード紛失の場合、下記の通り、ご対応をお願いいたします。皆様には大変、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承のうえ、ご協力下さいますようお願いいたします。



### 1. ETCコーポレートカードを紛失した場合

（車両限定の緑色カード）

：『ETCコーポレートカード紛失届（休日・夜間専用）』に必要事項をご記入の上、ネクスコ東日本およびリタネッツの2カ所へファクシミリ送信をお願いいたします。

### 2. ETCビジネスカードを紛失した場合

（どの車でも使える青色カード）

：UCカード紛失・盗難係へお急ぎ、ご連絡下さい。

さらに、『ETCビジネスカード紛失届』に必要事項をご記入の上、リタネッツまでファクシミリ送信をお願いいたします。

UCカード紛失・盗難係：03-6688-7669（24時間対応）

上記の手続書類は、リタネッツ事業協同組合ホームページの「ETCカード事業」からアクセスして頂き、「ETCコーポレートカード」または「ETCビジネスカード」の各種お手続き必要書類一覧にある『紛失・盗難（休日・夜間）』からダウンロードして下さい。併せて、警察への遺失届も必ず、ご提出下さい。

休業期間中も「紛失届」はファクシミリにて受け付けておりますが、1月5日(火)が全社会議のため、1月6日(火)に順次、カードの手続き対応を進めて参りますので、予めご了承下さい。